

第1回検討会における各構成員の発言を踏まえた論点の整理

- 幼保連携型認定こども園における実務経験とそれに基づく一定の理解を前提に、特例教科目として修得すべき単位数を8単位から6単位に見直す(※)ことについては、本検討会において、概ね理解を得られたが、その際に、修得すべき内容を担保することが必要とされた。

※ 乳児保育と子ども家庭支援論について、それぞれ1単位分として評価

- このため、実務経験等と学びを結びつけることを前提とした上で、修得すべき内容について、特に重点を置くべき内容を明確化して示すことが重要。
- 実務経験と特例教科目における学びを結びつけるために、6単位の特例教科目を受講する者について、幼保連携型認定こども園におけるこれまでの実務経験を踏まえ、これを活用した授業の内容や展開とすることが求められる。
- 具体的に、実務経験を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫について、提示することが重要。
- 別添の内容を踏まえて、指定保育士養成施設において講義・演習を実施することを示してはどうか。

更なる特例教科目の講義・演習の実施に当たっての工夫について

<考え方>

- 今回の更なる特例は、幼保連携型認定こども園における実務経験を評価するものであることから、幼保連携型認定こども園が制度上担うこととされている乳児保育や子育て支援に関する実践を活かして、授業内容と結びつけることが適当。

<実務経験と特例教科目による学習を結びつける授業例のイメージ>

- ・ 授業開始前に、幼保連携型認定こども園における2年間の実務経験において、各受講者が経験した内容を把握して、実践を活かした授業を展開する。
- ・ 各特例教科目の内容における重要な理論的事項について、各講義において学習する。
- ・ 理論的事項の理解をもとに、幼保連携型認定こども園における受講者自身の実践の振り返りを行い、施設の実情や課題を把握する。
- ・ 更に、グループワーク等により、各々の施設の実情や課題を共有することを通じて、個々の保育者や施設の実情としてだけでなく、一般化された実践の現状や課題として捉えて考える。その際、エピソードや写真等も活用する。
- ・ 一般化された実践の現状や課題を踏まえ、あらためて理論的事項と照らしあわせて理解を深める。
- ・ 理論と実践がつながることで、より深く理解することが可能となり、実践の中で活用されることも期待できる。

子ども家庭支援論

※ 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（雇児発第 1209001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添 2 を今回の更なる特例に対応して見直したもの

<特例教科目（6 単位対応）> 子ども家庭支援論（講義・1 単位）

<考え方>

本特例教科目は、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験に加え、0 歳から小学校就学前まで一貫して教育及び保育を一体的に提供し、保護者に対する子育て支援を行う幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）での実務経験を有することにより、子育て支援や関係機関との連携等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、幼保連携型認定こども園での実践の内容について、振り返りや共有を行いつつ、下線の内容について、重点を置いて履修内容を構成すること。

<内容>

1. 子ども家庭支援の意義と体制

- (1) 子ども家庭支援の意義・目的・機能
- (2) 保育の専門性を活かした子ども家庭支援とその意義
- (3) 子育て家庭に対する支援のための社会資源と施策

2. 保育士による子ども家庭支援の基本

- (1) 保育士に求められる基本的態度
- (2) 保育士の行う子育て支援の特性

3. 多様な支援の展開と関係機関との連携

- (1) 子ども家庭支援の内容と対象
- (2) 保育所入所児童の家庭への支援
- (3) 地域の子育て家庭への支援
- (4) 要保護児童等及びその家庭に対する支援

4. 保育士の行う子育て支援の展開

- (1) 子ども及び保護者の状況・状態の把握
- (2) 支援の計画と環境の構成
- (3) 支援の実践・記録・評価・カンファレンス
- (4) 職員間の連携・協働
- (5) 社会資源の活用と自治体・関係機関や専門職との連携・協働

5. 保育士の行う子育て支援の実際（内容・方法・技術）

- (1) 保育所における家庭への支援の実際
- (2) 児童養護施設、母子生活支援施設等における家庭への支援の実際
- (3) 障害児支援関係施設における家庭への支援の実際

＜下線の内容を重点とする考え方＞

- 子ども家庭支援論においては、保護者の主体性や自己決定を尊重し、保護者をエンパワメントすることへの理解を深めることが重要であり、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）第 4 章「子育て支援」の内容に沿って学ぶ必要がある。このため、まずは、内容の 1～3 を中心に学ぶことが重要。

＜講義の実施に当たっての留意点＞

- 重点を置く内容以外についても、学ぶ必要があるが、内容の 4 及び 5（1）については、内容 3 を学ぶ際に、幼保連携型認定こども園における実践の事例と結びつけながら、受講者自身の経験について振り返りと事例の共有をするなどの工夫により効率的に学びの機会を設けることが必要。
- 内容の 5（2）（3）については、特例教科目の「福祉と養護」で学ぶ内容も考慮するなど、特例教科目全体での学びを意識した効率的な学びにより、修得すべき内容として必要な内容を確保すること。

乳児保育

<特例教科目（6単位対応）> 乳児保育（演習・1単位）

<目標>

1. 乳児保育の理念と歴史的変遷及び役割等について理解する。
2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。
3. 3歳未満児までの発育・発達を踏まえた3歳未満児の保育について理解する。
4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境の構成や観察・記録等について理解する。
5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について理解する。

※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。

<考え方>

本特例教科目は、幼稚園教諭免許状を有する者が幼稚園等での実務経験に加え、0歳から小学校就学前まで一貫して教育及び保育を一体的に提供し、保護者に対する子育て支援を行う幼保連携型認定こども園（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）での実務経験を有することにより、乳児保育の実践等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、幼保連携型認定こども園での実践の内容について、振り返りや共有を行いつつ、下線の内容について、重点を置いて履修内容を構成すること。

<内容>

1. 乳児保育の理念と役割
 - (1) 乳児保育の理念と歴史的変遷
 - (2) 乳児保育の役割と機能
2. 乳児保育の現状と課題
 - (1) 保育所における乳児保育
 - (2) 乳児院における乳児保育
 - (3) 家庭的保育等における乳児保育
 - (4) 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場
- 3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育内容**
 - (1) 3歳未満児の生活と環境**
 - (2) 3歳未満児の遊びと環境**
 - (3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育**
 - (4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり**
 - (5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮**
4. 乳児保育の実際
 - (1) 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価
 - (2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境
 - (3) 職員間の連携・協働

5. 乳児保育における連携・協働

(1) 保護者との連携・協働

(2) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働

<下線の内容を重点とする考え方>

- 保育所保育指針に則り、子どもの最善の利益を考慮した保育実践に資するよう、幼保連携型認定こども園における実務経験を通じて体得した知識や技術を、0歳児及び1歳以上3歳未満児の保育に関する基本的な考え方や発達観、生活や遊びの意義、環境の構成のあり方等と結びつけ、保育の質の向上につなげる体系的な学びが必要である。

<演習の実施に当たっての留意点>

- 本特例教科目では、以下の点に留意して演習を行うことが必要。
 - ・保育の計画の重要性と必要性、とりわけ個別の計画の意義の理解と作成の方法を学ぶこと、
 - ・実践のプロセスにおいて、子どもの様子や同僚の保育者の実践等について観察や記録をすることの重要性を認識し、その方法を会得すること
 - ・保育者としての自己を振り返り、自己評価することで、保育者の専門性に気付くこと 等
- 重点の内容以外についても、学ぶ必要があるが、内容の1及び2については、特例教科目の「福祉と養護」「保健と食と栄養」で学ぶ内容も考慮するなど、特例教科目全体での学びを意識した効率的な学びにより、修得すべき内容として必要な内容を確保すること。